

いじめの防止等をさらに推進するため、第三者を含めた組織を設置します！

【学校に設置する組織】

■学校いじめ対策委員会

⇒いじめの防止等の対策の組織的に対応するための調査検討を行います。

【教育委員会に設置する組織】

■狛江市いじめ問題対策委員会（教委の附属機関）

⇒平時：いじめの防止等の対策の実効的な実施について調査等を行います。

⇒重大事態発生時：当該事案の調査を行います（※平時に兼ねる）。

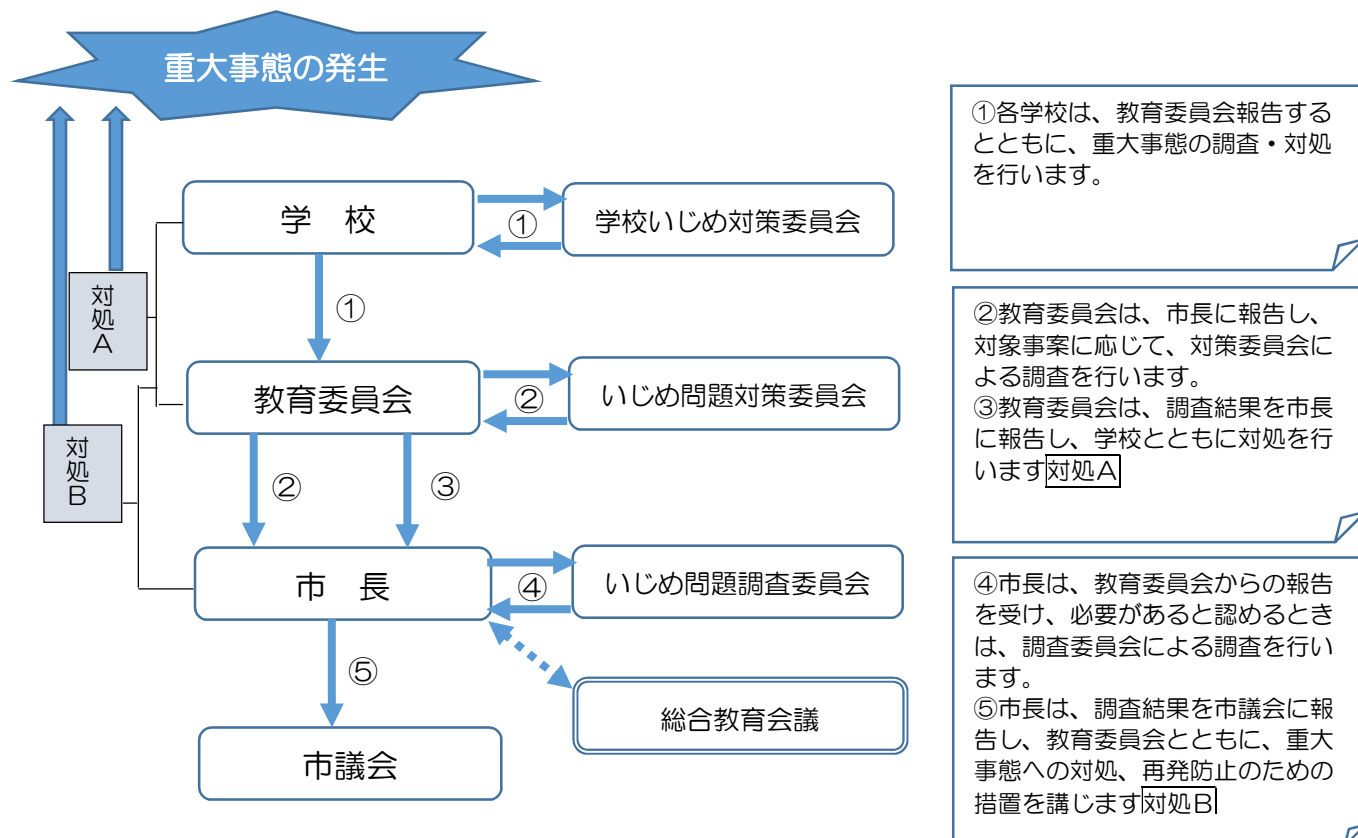
【市に設置する組織】

■狛江市いじめ問題調査委員会（市長の附属機関）

⇒重大事態発生時、「いじめ問題対策委員会」の調査後に市長が必要と認められた場合に当該問題の再調査を行います。 ※条例第2条②により規則で設置

重大事態が発生した場合は、学校・教育委員会と市長部局が一体となり、速やかに対処に当たります！

●重大事態が発生した場合の流れ



重大事態とは、(1)いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合、(2)いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。